

通達区分	一般通達
有効期間	3年(令和10年3月31日まで)

県本部各部課長 殿  
県下各警察署長

宮本教第230号  
宮本監第248号  
令和7年3月14日  
宮城県警察本部長

リカバリー教養の更なる充実に向けた取組の推進について（通達）

リカバリー教養は、これまで「リカバリー教養の充実に向けた取組の推進について（通達）」（令和4年3月8日付け宮本教第216号ほか）により推進してきたところであるが、リカバリー教養の意義を今一度、十分に認識した上、下記事項に留意し、リカバリー教養の更なる充実に向けた取組を推進されたい。

なお、これに伴い、前記通達は廃止する。

記

### 1 リカバリー教養の意義

業務上等の失敗への対処法は、職員一人一人が十分に理解していれば、失敗によって生じる問題を最小限にとどめることができる一方、これが適切に行われずに誤った対処がなされた場合には、非違事案に発展する場合もある。これを踏まえ、業務上又は私行上の失敗に対する適切な対処法を理解させるリカバリー教養を推進し、非違事案の防止を図るとともに、失敗に適切に対処できる人材の育成、職員が失敗を恐れず前向きに職務に取り組める職場環境の構築を図るものである。

### 2 リカバリー教養の対象者

リカバリー教養の対象者は、指導者たる幹部職員を含めた全職員とし、次の者を重点対象とする。

- (1) 失敗及びその対処に関する経験・知識が乏しく、対処に不慣れである採用から5年未満の職員
- (2) 誤った経験則・知識に基づいて対処する可能性やいわゆる慣れにより適切な対処を怠る可能性が考えられる中高年等のベテラン職員
- (3) 所属事情や定年の引上げ等に伴う人事上の措置で他部門から配置換えとなったため、長期にわたり新配置先部門の知識更新や実務経験の機会に恵まれず学び直しが必要な職員

### 3 幹部職員の役割

幹部職員は、失敗は許されないという考え方に固執して失敗させないための教養にとどまることなく、失敗は起こり得るという前提に立ち、全職員を対象としてリカバリー教養を行うことの重要性・必要性を十分に理解し、特定の課、係又は職員に偏ることのないよう、広く継続的な教養を実施すること。

また、失敗した職員を単に叱責することは、当該職員を萎縮させ失敗の隠蔽を誘

発するだけとなるおそれがあることを認識し、相談しやすい環境づくりに努めるとともに、部下職員の指導に当たっては、当該失敗の問題点や適切な対処方法を教示するなど、失敗後の適切な対処につながる指導となるよう努めること。

#### 4 失敗対処の原則とリカバリー教養の関係

失敗対処の原則は、失敗の内容にかかわらず、失敗した旨を上司に直ちに報告し、その指示を受けて対処することである。

しかし、全国警察において、捜査書類の押印・指印忘れ、拾得物の権利確認忘れ等通常の警察業務を行う上で惹起しがちな失敗であっても、叱責等を恐れてその旨を報告できず、隠蔽又は不適切な処置をし、非違事案に発展した事例は少なくない。

したがって、失敗に対して適切に対処するため、失敗の内容によっては、担当者において適切な措置を講じた後に、対処状況を上司に速やかに報告すればよい場合もあることを始め、失敗にはそれぞれ適切な対処法があると理解させることが重要である。

また、職員に対しては、たとえ失敗しても、その失敗の原因が過失によるもので、失敗対処の原則に従って上司に直ちに報告し、指示を受けるなどして適切な措置が講じられた場合には、原則として処分されないことを本教養を通じて認識させること。

#### 5 教養の進め方

##### (1) 職場教養における教養

朝会議、定期会議及び任務交替時等のあらゆる機会を活用し、所属職員の担当業務等に係る様々な失敗事例に基づき、それら失敗の正しい対処法について多くの職員が短時間で数多く教養を受けることができるよう工夫すること。

##### (2) 学校教養における教養

採用時教養や昇任時教養における学校教養において、書類作成訓練を始めとした授業等でリカバリー教養を行うこと。

その際、具体的な事例を示し、対処方法を説明するなどより効果的な教養内容になるよう配慮すること。

#### 6 実施に当たっての留意事項

##### (1) 工夫を凝らした教養の推進

リカバリー教養の実施に当たっては、単に対処方法を一般的・抽象的及び一方的に教示するのではなく、リカバリー教養の対象となった職員の業務内容等の特性に応じて起こりやすい失敗を具体的にイメージさせるとともに、当該失敗への誤った対処事例を示して、その問題点等を考えさせるなど工夫を凝らした教養を行うこと。

##### (2) 重点対象者に対する教養

###### ア 実務経験の浅い職員

採用から5年未満の職員は、実務上の失敗経験が少なく、失敗そのものをイメージしにくいことから、実際に起こりやすい失敗例を示した上で対処方法を

具体的に教示するなど、実際に失敗した際、適切に対処できるような効果的な教養を行うこと。

イ 中高年等のベテラン職員

一定の実務経験を有する中高年等のベテラン職員に対しては、誤った経験則や知識に基づき失敗に対処しようとするのを防ぐため、ベテラン職員がとりやすい誤った対処方法を具体的に示して誤りを認識させた上で、正しい対処方法を教示すること。

ウ 他部門から配置換えとなり知識更新等が必要な職員

警察業務は、各種法令等の改正に伴う対応要領等の変更があることから、過去の経験・知識に頼るのではなく、知識及び技能の更新を図るため、新たに配置された部門の業務に係る最新の対応要領等を再教養させた上で、適切な対処方法を理解させること。

(3) 幹部の指導力の向上

教養効果を上げるためには、指導に当たる警部、警部補等の指導力の向上が不可欠であることから、リカバリー教養の重要性を理解した上で、年齢及び実務経験が異なる教養対象者ごとの教養手法を研さんするなど、部下に対する指導力の向上に努めること。

(4) 「リカバリーハンドブック」等教養資料の活用

リカバリー教養の実施に当たっては、宮城県警察WANシステム電子掲示板に掲示している執務資料「リカバリーハンドブック」及び各部門で作成・発行している執務資料を有効活用すること。

7 教養実施状況の管理、報告及び検証

教養実施状況については、別に定める「職場教養管理ファイル」によりの確に管理し、特に効果的又は効率的と認められる教養を実施した際は、警務部教養課長を経由して報告すること。

警務部教養課及び監察課は、各所属への巡回・業務指導及び研修等による効果測定を通じてリカバリー教養の実施状況や効果等の検証を行い、その結果を今後の教養に反映させること。

担当：警務部教養課教養企画係  
警務部監察課監察第一係